

○農林水産省令第六十七号  
 植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）を実施するため、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年九月七日

農林水産大臣 亀井 善之

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第七号様式（中）「荷送人」を「荷送人」に改める。

第八号様式（中）「荷送人」を「荷送人」に改める。

第九号様式を次のように改める。

第九号様式（第二十一条関係）

処 分 証 明 書

番号  
 年月日

殿

植物防疫所（ 支所又は出張所）  
 植物防疫官 氏 名 ⑩

下記の植物を植物防疫法第 条の規定により処分したことを証明する。

積載船（機）名・入港年月日  
 種類・名称・産地  
 梱 数 ・ 数 量  
 荷 送 人 住 所 氏 名  
 荷 受 人 住 所 氏 名  
 処 分 年 月 日  
 処 分 方 法  
 ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

（消 毒 ・ 廃 棄） 命 令 書

番号  
 年月日

.....殿

.....植物防疫所（ 支所又は出張所）  
 植物防疫官 氏 名 ⑩  
 項の規定により下記のとおり（消毒・廃棄）することを命ずる。⑪

植物防疫法第 条第 項の規定により下記のとおり（消毒・廃棄）することを命ずる。⑩  
 積載船（機）名・入港年月日  
 種類・名称・産地  
 梱 数 ・ 数 量  
 荷 送 人 住 所 氏 名  
 荷 受 人 住 所 氏 名  
 （消毒・廃棄）すべき理由  
 （消毒・廃棄）すべき期間  
 （消毒・廃棄）の場所及び方法  
 ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿